

岡山県緊急時モニタリング計画

令和2年6月

岡山県

目 次

1	目的	1
1-1	緊急時モニタリングの目的	1
1-2	緊急時モニタリング計画の目的	1
1-3	本計画の適用範囲	1
2	基本的事項	1
2-1	基本方針	1
2-2	本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係	1
2-3	「岡山県緊急時モニタリング実施要領」の作成	2
3	緊急時モニタリング等の体制	2
3-1	緊急時モニタリング等の体制	2
3-2	情報収集事態発生時	2
3-3	警戒事態発生時	2
3-4	施設敷地緊急事態発生時	2
3-5	全面緊急事態発生時	3
3-6	EMCの構成機関	3
4	緊急時モニタリング等の体制の整備	3
4-1	緊急時モニタリングセンター等構成要員の動員体制の整備等	3
4-2	モニタリング資機材等の整備・維持管理	4
4-3	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	4
4-4	平常時における環境放射線モニタリングの実施	4
4-5	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備	4
5	協力要請	4
5-1	鏡野町に対する協力要請	4
5-2	緊急時モニタリングセンター構成要員等の追加派遣要請	5
6	連絡体制	5
6-1	情報収集事態発生時	5
6-2	警戒事態発生時	5
6-3	施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時	5
7	緊急時等の対応	5
7-1	情報収集事態発生時の対応	5

7-2	警戒事態発生時の対応	5
7-2-1	EMCの設置準備	5
7-2-2	固定観測局の確認	5
7-2-3	固定観測局による測定の強化	6
7-2-4	サーベイメータ等によるモニタリング	6
7-2-5	放出源情報等の収集	6
7-2-6	その他必要な資料の準備等	6
7-3	施設敷地緊急事態の対応（EMC）	6
7-3-1	初期モニタリング	6
7-3-1-1	固定観測局によるモニタリング	6
7-3-1-2	サーベイメータ等によるモニタリング	7
7-4	全面緊急事態発生時の対応	7
7-4-1	緊急時モニタリングの継続	7
7-4-2	環境試料中の放射性物質のモニタリング	7
7-4-3	緊急時モニタリング実施計画の変更	7
7-5	中期モニタリング	7
7-6	復旧期モニタリング	7
8	モニタリング結果の確認及び公表	7
8-1	モニタリング結果の妥当性の確認	7
8-1-1	情報収集事態発生時	7
8-1-2	警戒事態発生時	8
8-1-3	施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時	8
8-2	モニタリング結果の公表	8
8-2-1	情報収集事態発生時	8
8-2-2	警戒事態発生時	8
8-2-3	施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時	8
9	要員の被ばく管理等	8
9-1	要員の安全確保	8
9-1-1	県モニタリング本部	8
9-1-2	EMC	8
9-2	被ばく管理	9
9-3	被ばく管理基準	9
9-3-1	県モニタリング本部	9
9-3-2	EMC	9
9-4	要員の防護措置	9
10	その他	9

別表 1	緊急時モニタリング等の体制	10
別図 1	県モニタリング本部の体制	11
別図 2	EMCの体制	12
別表 2	EMC各グループの役割	13
別図 3	緊急時モニタリング関連情報の連絡体制	14

1 目的

1-1 緊急時モニタリングの目的

緊急時モニタリングは、原子力災害が発生した際、原子力災害対策指針に則り、原子力災害による環境放射線等の状況に関する情報収集、防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的とする。

1-2 緊急時モニタリング計画の目的

本計画は、県が、原子力災害対策指針（原子力規制委員会。令和2年2月5日一部改正）、防災基本計画（原子力災害対策編）（中央防災会議。令和元年5月一部修正）及び岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）等に基づき、県内で原子力災害が発生、又はそのおそれがある場合における緊急時モニタリング等に係る体制の整備及び基本的事項について定めたものであり、県が国の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ円滑に緊急時モニタリングを実施できるようにすること等を目的とする。

1-3 本計画の適用範囲

本計画は（国研）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠環境技術センター」という。）において、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針等で規定する情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合の県内の環境放射線モニタリングに適用する。

2 基本的事項

2-1 基本方針

原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会。平成31年3月29日一部改訂）に定める「情報収集事態」発生時には、環境企画課及び環境保健センターが平常時モニタリングを継続する。

原子力災害対策指針で定める「警戒事態」発生時には、県は、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行うため、「県モニタリング本部」を設置する。県は国が行う緊急時モニタリングセンター（Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。）」の立上げ準備に協力しつつ、並行して環境放射線モニタリングを強化する。

原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」発生時において、県、鳥取県、鏡野町、鳥取県三朝町、（国研）日本原子力研究開発機構、指定公共機関（（国研）量子科学技術研究開発機構及び（国研）日本原子力研究開発機構）等は、国が設置するEMCに参画する。県は、国の統括の下でEMCの一員としてEMC各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

原子力災害対策指針で定める「全面緊急事態」発生時には、「施設敷地緊急事態」発生時における体制を継続する。

緊急事態区分	モニタリング区分	モニタリング組織
情報収集事態	平常時モニタリングの継続	平常時の体制
警戒事態	緊急時モニタリングの準備	県モニタリング本部
施設敷地緊急事態	緊急時モニタリング	EMC
全面緊急事態		

2-2 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係

本計画は、県内で原子力災害が発生、又はそのおそれがある場合の県の緊急時モニタリング等に係る体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表、EMC構成要員の被ばく管理等並びにその他の緊急時モニタリング等に関する基本的事項を定めたものである。一方、「緊急時モニタリング実施計画」は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画並びに鳥取県緊急時モニタリング計画等を参照して、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等について国が定めるものである。

緊急時モニタリング実施計画は、施設敷地緊急事態には原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故合同対策本部」という。）、全面緊急事態には、政府の原子力災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）によって策定され、事故の進展等に応じて柔軟に変更される。

2-3 「岡山県緊急時モニタリング実施要領」の作成

県は、緊急時モニタリング等を迅速かつ円滑に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した「岡山県緊急時モニタリング実施要領」を作成する。

3 緊急時モニタリング等の体制

3-1 緊急時モニタリング等の体制

県は、緊急時モニタリング等の体制を原子力災害対策指針及び防災基本計画に示されている緊急事態区分を参照して、別表1のとおり定める。

3-2 情報収集事態発生時

県は警戒体制をとり、県庁に県原子力警戒対策本部（本部長：危機管理監）を設置し、国は緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置し、上齋原オフサイトセンター（以下「上齋原OFC」という。）に原子力規制委員会・内閣府原子力合同現地情報連絡室を設置する。

県は、環境企画課及び環境保健センターにおいて職員を従事させ、環境放射線モニタリングを行う。

3-3 警戒事態発生時

県は警戒体制をとり、県庁に県原子力警戒対策本部（本部長：危機管理監）を設置し、国はERCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（本部長：原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））を、上齋原OFCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（現地本部長：原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官。）を設置する。

県は、県内の環境放射線モニタリングを統括するため、県原子力警戒対策本部の下部組織として、環境保健センターに県モニタリング本部を設置する。

県モニタリング本部は、本部長、企画調整担当、情報収集管理担当、監視担当、測定担当及びEMC設置準備担当から構成する。（別図1参照）

本部長、企画調整担当、情報収集管理担当及び監視担当は環境保健センターに配備し、測定担当及びEMC設置準備担当は上齋原OFCに配備する。

県モニタリング本部の方針等については、企画調整担当が各担当の意見を取りまとめ、県モニタリング本部長が方針案等を作成し、県原子力警戒対策本部長に報告する。報告を受けた県原子力警戒対策本部長は方針案を参考にモニタリング方針を決定する。

3-4 施設敷地緊急事態発生時

県は特別警戒体制をとり、県庁に県原子力特別警戒対策本部（本部長：危機管理監）を設置し、国はERCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（本部長：原子力規制委員会委員長（又は委員）及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等））を、上齋原OFCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）））を設置する。

また、国は上齋原OFCにERCの下部組織として、EMCを設置する。なお、EMC設置後、必要に応じて、県原子力特別警戒対策本部の指示により県モニタリング本部は解散する。

3-5 全面緊急事態発生時

県は非常体制をとり、県庁に県原子力災害対策本部（本部長：知事）を、上齋原OFCに県原子力現地災害対策本部（本部長：副知事）を設置する。国は官邸に原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）を、ERCに原子力災害対策本部事務局を設置するとともに上齋原OFCに原子力災害現地対策本部（本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）を設置する。

また、国は上齋原OFCにEMCを継続設置する。

3-6 EMCの機関構成

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時に国が設置するEMCの構成は以下のとおり（別図2参照）とし、EMCには、次の機関が参加する。

- ・国
- ・県
- ・鳥取県
- ・鏡野町、鳥取県三朝町
- ・（国研）日本原子力研究開発機構
- ・指定公共機関（（国研）日本原子力研究開発機構、（国研）量子科学技術研究開発機構）

また、EMCの組織は、次の組織で活動することとし（別表2参照）、センター長、センター長代理、企画調整グループ、情報収集管理グループ及び測定分析担当は上齋原OFCに、情報収集管理グループ情報共有システム等維持・管理班及び測定分析担当分析班は環境保健センターに配備する。

なお、センター長は原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は、原子力規制庁島根原子力規制事務所上席放射線防災専門官又は環境保健センター次長が、この順でセンター長代理としてセンター長の業務を代行する。

- ・センター長（原子力規制庁職員）
- ・企画調整グループ（原子力規制庁職員、県職員、鳥取県職員、（国研）日本原子力研究開発機構職員及び指定公共機関職員）
- ・情報収集管理グループ（原子力規制庁職員、県職員、鳥取県職員、（国研）日本原子力研究開発機構職員及び指定公共機関職員）
- ・測定分析担当（原子力規制庁職員、県職員、鏡野町職員、鳥取県職員、（国研）日本原子力研究開発機構職員及び指定公共機関職員、支援機関）

EMCの方針等については、企画調整グループが各グループの意見を取りまとめた案を基に、センター長が国に諮る。国はこれを調整し、方針を決定する。

4 緊急時モニタリング等の体制の整備

4-1 緊急時モニタリングセンター等構成要員の動員体制の整備等

県は、県モニタリング本部及びEMCに派遣する県の要員を「岡山県緊急時モニタリング実施要領」において定める。

県は、毎年度、人事異動等の状況を反映させた県モニタリング本部要員のリスト及び県内のEMC構成機関のEMC構成要員のリストを作成し、最新のEMC派遣要員リストを国等のEMCの関係者と共有する。

また、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの要員の動員計画をあらかじめ定めることとしており、県は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「岡山県緊急時モニタリング実施要領」において県の緊急時モニタリング体制を定め、毎年度これを更新し、最新の状態に保つ。

県は、動員計画の更新に協力するとともに、動員計画を参考に、緊急時モニタリングの広域化及び長期化に備えたEMC要員を準備する。

県は、「岡山県緊急時モニタリング実施要領」で定めた県モニタリング本部要員及びEMC構成要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。

4-2 モニタリング資機材等の整備・維持管理

県は、モニタリングポスト等の環境放射線等モニタリング機器、サーバイメータ、環境試料分析装置、携帯電話等の通信機器、モニタリング情報共有システム、その他防護用資機材の整備を行う。なお、平常時から定期的な校正やクロスチェック等を実施し、利用可能な状態に保つとともに、操作の習熟に努める。

なお、資機材の整備に当たっては、適切な緊急時モニタリング等の実施に効果的な資機材の導入を進めるとともに、地震等の自然災害への頑健性に配慮し、緊急時モニタリング等の機能が損なわれないよう対策を講じる。

原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの資機材の動員計画をあらかじめ定めることとしており、県は、国の整備する動員計画を参考にしつつ、「岡山県緊急時モニタリング実施要領」において県の緊急時モニタリングの資機材リストを定め、常に最新の状態を保つ。

県は、持続可能なモニタリング体制を維持するため、県内で活動するEMC構成要員の宿泊施設や活動に必要な燃料を確保し、あらかじめ想定される物資（水・食糧等）を備蓄する。

4-3 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

県は、4-1及び4-2のほか、空間放射線線量率の測定や環境試料採取の候補地点等、緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料を整備し、「岡山県緊急時モニタリング実施要領」に添付し、定期的に見直して常に最新の状態を保つ。

また、県内の平常時の空間放射線線量率や環境試料中放射性物質濃度等、緊急時モニタリング結果を解釈する上で必要な情報を整備し、定期的に見直し、常に最新の状態を保つ。

4-4 平常時における環境放射線モニタリングの実施

緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、県は、国の技術的支援の下、平常時から人形峠環境技術センター周辺の環境放射線モニタリング（空間放射線線量率、大気中の放射性物質濃度、環境試料中の放射性物質濃度等）を適切に実施し、測定結果を整理・保管しておくとともに、（国研）日本原子力研究開発機構と測定結果を共有する。

4-5 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、県担当の原子力規制庁島根原子力規制事務所上席放射線防災専門官と定期的に協議を行い緊密な連携を図る。

県は、原子力規制庁、鳥取県、鏡野町、（国研）日本原子力研究開発機構及び指定公共機関等EMC構成機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上等を図る。

県は、EMC構成機関からEMCへ派遣される要員等の受け入れ体制を整備する。

県は、災害等の様々な要因によりEMC構成要員もしくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、警戒事態における緊急時モニタリングの準備等に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。

5 協力要請

5-1 鏡野町に対する協力要請

県は、鏡野町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

5-2 緊急時モニタリングセンター構成要員等の追加派遣要請

EMCセンター長は、EMC構成要員又は資機材等の追加の支援が必要な場合には、リストを原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態の場合は、原子力災害対策本部）の放射線班（以下、「ERC放射線班」という。）に送付し、追加動員を要請する。

6 連絡体制

6-1 情報収集事態発生時

県は、情報収集事態発生時の連絡を受けた場合、環境企画課及び環境保健センター職員に各々の勤務地への登庁を指示する。

6-2 警戒事態発生時

県は警戒事態発生時の連絡を受けた場合、県モニタリング本部要員派遣機関（別図1参照）に要員及び資機材の派遣を指示する。

県モニタリング本部要員及び資機材の派遣指示を受けた県モニタリング本部要員派遣機関は、要員及び資機材を配備場所へ派遣する。

6-3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時

国は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後、EMC構成機関に対してEMC要員及び資機材の派遣を要請する。

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態発生時の場合は原子力災害対策本部）から要請を受けた県原子力事故対策本部（全面緊急事態発生時は県原子力災害対策本部）は、人形峠環境技術センターを除く県内のEMC構成機関に要員及び資機材の派遣を指示する。

EMC要員及び資機材の派遣指示を受けたEMC構成機関（別図2参照）は、要員及び資機材を配備場所へ派遣する。

7 緊急時等の対応

7-1 情報収集事態発生時の対応

県は、情報収集事態発生時には、原子力施設からの放射性物質の放出を検出することができるよう、空間放射線線量率等のモニタリングを中心とした平常時モニタリングを継続し、現況を確認する。なお、県は、固定観測局等測定器等を確認し、自然災害等の影響により異常がある場合には代替機の設置又は修理等の必要な対応を取る。

7-2 警戒事態発生時の対応

県は、警戒事態発生時には、県モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を開始する。

7-2-1 EMCの設置準備

県は、EMCの立ち上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認や、あらかじめ準備した物資や宿泊施設の確認等、EMC構成機関の要員の受け入れ体制の確保を行う。

7-2-2 固定観測局の確認

県モニタリング本部は、固定観測局の稼働状況等の確認を実施する。また、県モニタリング本部は、自然災害等の影響により固定観測局に異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応を取る。

7-2-3 固定観測局による測定の強化

県モニタリング本部は、固定観測局による空間放射線線量率等の測定を強化する。

7-2-4 サーベイメータ等によるモニタリング

県モニタリング本部は、事態や固定観測局の測定結果等の状況に応じてサーベイメータ等による測定を開始する。

モニタリング項目は、大気中ふっ素濃度、 α 線計数率（大気浮遊じん、降下物、葉菜及び土壌表面）、空間 γ 線線量率及び空間中性子線線量率等から選定する。

モニタリング地点は、気象の状況、集落の存在状況等を考慮して選定する。

7-2-5 放出源情報等の収集

県モニタリング本部は、人形峠環境技術センターから敷地内のモニタリング情報を含む放出源情報（敷地境界周辺のモニタリングポスト、排気筒モニタ及び放水口モニタの測定結果等）及び敷地内気象情報を収集する。

7-2-6 その他必要な資料の準備等

県は、原子力施設周辺の平常時の空間放射線線量率及び環境試料中放射性核種濃度等に係る資料を準備・確認する。

県は、緊急時モニタリングへの進展に備え、資機材の動作確認、要員と資機材の動員準備及びモニタリング項目の平常値の確認等を行う。

また、固定観測局の測定結果等を踏まえ、施設敷地緊急事態に進展するおそれがあると認められるときは県原子力警戒対策本部へ連絡する。

7-3 施設敷地緊急事態発生時の対応（EMC）

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時の緊急時モニタリングは、原子力災害の事態の進展に応じて、初期モニタリング、中期モニタリング及び復旧期モニタリングに分類される。

施設敷地緊急事態発生時、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、上齋原OFCにEMCを設置する旨、県原子力特別警戒対策本部に連絡する。県、鳥取県、(国研)日本原子力研究開発機構及び指定公共機関は、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。

EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。具体的には固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局による測定を補完するため、必要に応じ、サーベイメータ等による測定又は測定地点の見直しを行う。

なお、県は緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた本計画及び「岡山県緊急時モニタリング実施要領」に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの一員として、緊急時モニタリングを実施する。

7-3-1 初期モニタリング

初期モニタリングは、初期対応段階において実施し、その結果を防護措置に関する判断等に用いるため、国が策定する緊急時モニタリング実施計画に基づき実施する。

7-3-1-1 固定観測局によるモニタリング

固定観測局の稼働状況を確認し、機器等に異常がある場合には修理等の措置を講じるとともに、事態の進展に伴って起こり得る環境中の放射線等の状況の変化を的確に把握するため、固定観測局の空間放射線線量率等のモニタリングを強化する。

7-3-1-2 サーベイメータ等によるモニタリング

サーベイメータ等によるモニタリングは、六ふっ化ウラン漏えいの発生又はそのおそれがある場合は空間 γ 線線量率、大気中ふっ素濃度及び α 線計数率（大気浮遊じん、降下物、葉菜及び土壌表面）等、臨界事故又はそのおそれがある場合は空間 γ 線線量率及び空間中性子線線量率等から項目を選定し、測定を実施する。

モニタリング地点は、気象の状況、集落の存在状況等を考慮して選定する。なお、固定観測局によるモニタリングが実施不能な場合は、固定観測局設置場所を優先的に選定する。

7-4 全面緊急事態発生時の対応

7-4-1 緊急時モニタリングの継続

EMCは、施設敷地緊急事態発生時における対応と同様に緊急時モニタリングを継続するとともに、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施する。具体的には、防護措置の判断材料の提供のため、固定観測局による空間放射線線量率等の連続測定を行う。更に、必要に応じて、サーベイメータ等を用いたモニタリングを追加実施する。

7-4-2 環境試料中の放射性物質のモニタリング

初期モニタリングでは、防護措置に関する判断のため、固定観測局及びサーベイメータ等によるモニタリングを優先するが、EMCの体制が整い次第、必要に応じ、環境試料中の放射性物質濃度の測定を行う。

モニタリング地点は、固定観測局の測定結果、気象の状況及び集落の存在状況等を考慮して選定する。

7-4-3 緊急時モニタリング実施計画の変更

EMCは、事故の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、モニタリングの範囲や項目について検討し、適宜緊急時モニタリング実施計画の変更について、原子力災害対策本部に提案する。

7-5 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

7-6 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在及び将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

8 モニタリング結果の確認及び公表

8-1 モニタリング結果の妥当性の確認

8-1-1 情報収集事態発生時

平常時モニタリングの結果については、環境保健センターに集め、環境保健センターは測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行った結果については、環境保健センターから環境企画課に報告する。

8-1-2 警戒事態発生時

強化された平常時モニタリングの結果については、県モニタリング本部に集め、県モニタリング本部は測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行ったモニタリング結果については、県モニタリング本部から県原子力警戒対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力合同事故警戒本部に報告する。

8-1-3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時

緊急時モニタリング結果については、EMCに集め、EMCは測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。

妥当性の確認を行ったモニタリング結果については、EMCからERC放射線班に現地の情報を必要に応じて付与し、報告する。併せてOFC放射線班に結果を送付した旨について情報提供する。

さらに、ERC放射線班からEMC及びOFC放射線班に対し評価した緊急時モニタリングの結果が提供される。OFC放射線班は当該結果を県及び関係市町村と共有する。

8-2 モニタリング結果の公表

8-2-1 情報収集事態発生時

環境保健センターから報告を受けた環境企画課は、モニタリング結果を必要に応じホームページ等で公表する。

8-2-2 警戒事態発生時

県モニタリング本部から報告を受けた県原子力警戒対策本部は、その結果を必要に応じホームページ等で公表する。

8-2-3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生時

ERC放射線班は、EMCから報告を受けた緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、ホームページ等で公表する。

また、県は、ERC放射線班が解析・評価した結果を原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部又は原子力災害現地対策本部から速やかに入手し、必要に応じてホームページ等で公表する。公表の際には住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

9 要員の被ばく管理等

9-1 要員の安全確保

9-1-1 県モニタリング本部

県モニタリング本部長は、県モニタリング本部要員に対して、安全確保に関する規定を遵守可能な範囲で、モニタリングを実施させる。

9-1-2 EMC

EMCセンター長は、EMC構成要員に対して、当該構成要員が所属する機関の安全確保に関する規定を遵守できるよう、当該派遣機関と調整して緊急時モニタリングを実施させる。

県は、県の関係する規定に基づき県のEMC構成要員の安全を確保する。

9-2 被ばく管理

県モニタリング本部及びEMCは、県原子力警戒対策本部又は県原子力特別警戒対策本部、緊急医療本部及び緊急時被ばく医療派遣チーム等と緊密な連携の下、要員の被ばく線量の管理を徹底する。

県は、放射性物質による汚染又はその恐れがある場所で活動する県の県モニタリング本部又は県のEMC構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録する。また、県モニタリング本部又はEMCに派遣する県のモニタリング要員の被ばく線量を管理する。

なお、モニタリング要員は、活動中の外部被ばく管理基準及び撤退基準を超えたとき又は超えるおそれがあるときは、直ちに活動を中止し撤退するとともに、県モニタリング本部又はEMCへ報告する。

EMCセンター長は、EMC構成機関と協力して、適切にEMC構成要員の被ばく管理を行う。具体的には、EMCは、各機関が取りまとめたそれぞれのEMC構成要員の個人被ばく線量を収集・把握するとともに、緊急時モニタリング実施内容（指示書）の作成の際に考慮する。

なお、空間放射線線量率測定及び試料採取については、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた職員を含む3名以上を1チームとして実施する。

9-3 被ばく管理基準

9-3-1 県モニタリング本部

県は、モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等について定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、県モニタリング本部長が当該モニタリング要員に活動中止の指示をする。県モニタリング本部長からの判断が伝えられない場合であっても、当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止する。

9-3-2 EMC

県は、モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等について定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、EMC構成機関はEMCセンター長の判断を参考に当該モニタリング要員に活動中止の指示をする。EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成機関又は当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止する。

9-4 要員の防護措置

県及びEMC構成機関は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場合において活動を行う要員に対して、出勤時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。

EMC構成機関は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行うモニタリング要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は服用の指示を出す。

服用の指示を受けたモニタリング要員はその指示に従う。

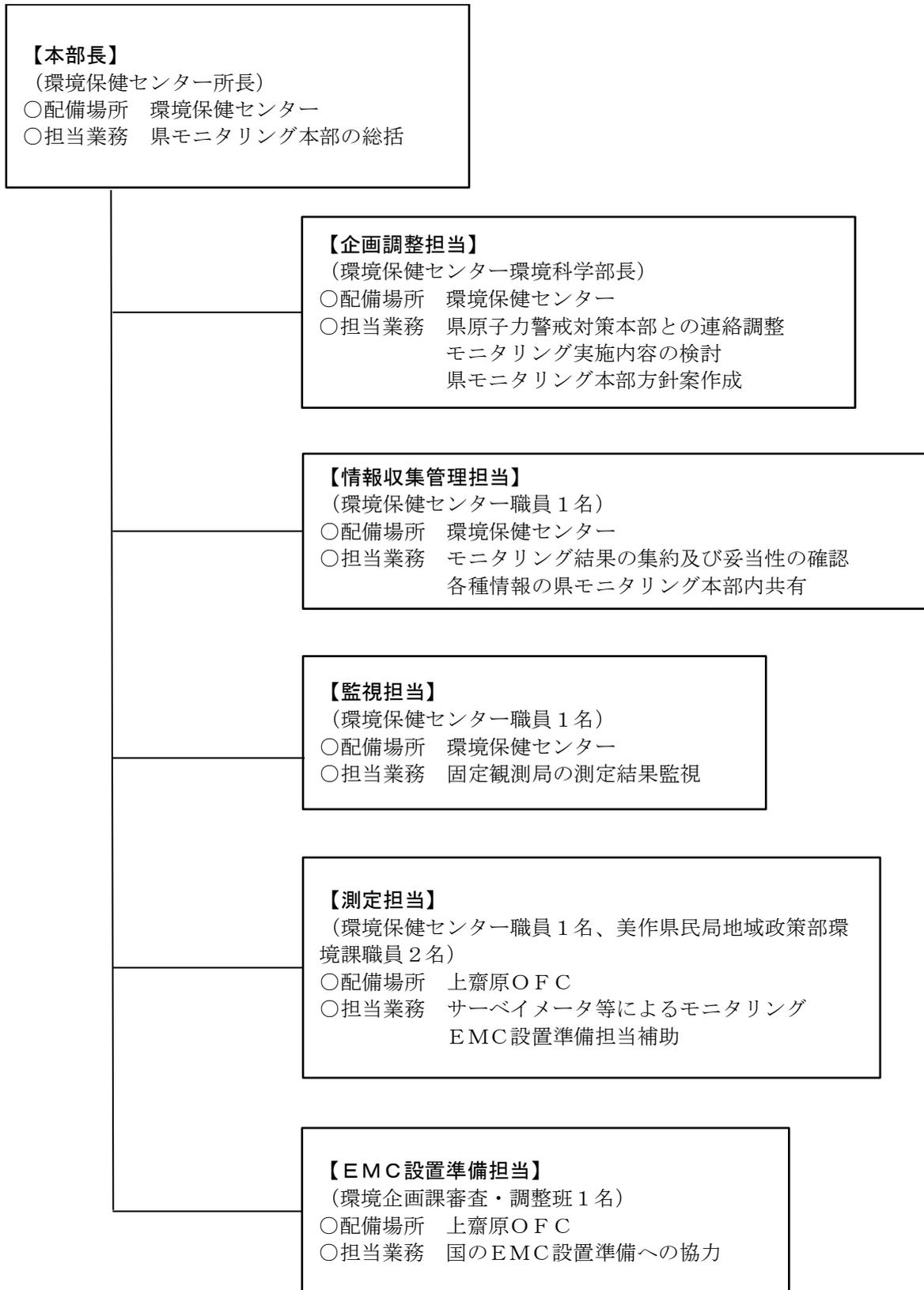
10 その他

本計画の内容は、原子力災害対策指針の改正等に応じ、適宜改定する。

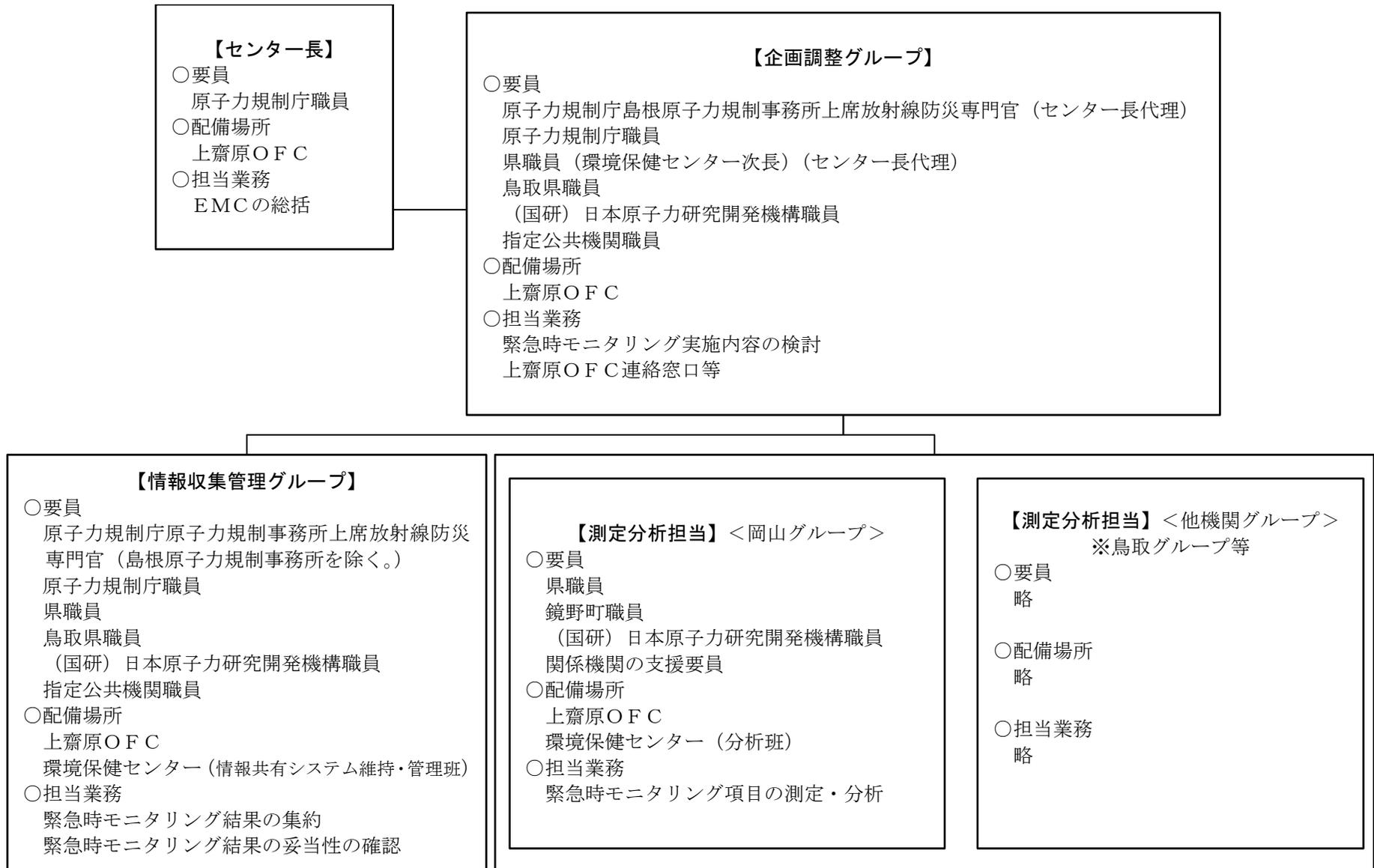
別表1 緊急時モニタリング等の体制

緊急事態区分	緊急時モニタリング体制		危機管理体制		
	国	県	国	県	
情報収集事態	—	平常時監視体制	原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室		
			原子力規制委員会・内閣府原子力合同現地情報連絡室※		
警戒事態	EMCの設置準備	県モニタリング本部の設置(別図1)(構成) ・環境企画課 ・環境保健センター ・美作県民局地域政策部環境課	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部 (本部長：原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当)(又は代理の職員))	県原子力警戒対策本部 (本部長：危機管理監)	警戒体制
			原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部※ (本部長：原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官)		
施設敷地緊急事態	EMCの設置 ・EMCの体制図については別図2に示す。 ・EMCの各グループの役割については別表2に示す。	EMCへの参画 ・企画調整グループ ・情報収集管理グループ ・測定分析グループ	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部 (本部長：原子力規制委員会委員長(又は委員)及び内閣府特命担当大臣(原子力防災)(又は内閣府副大臣(原子力防災担当)若しくは内閣府大臣政務官(原子力防災担当)等))	県原子力特別警戒対策本部 (本部長：危機管理監)	特別警戒体制
			原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部※ (本部長：内閣府副大臣(原子力防災担当)(又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当)。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等))		
全面緊急事態			原子力災害対策本部 (本部長：内閣総理大臣)	県原子力災害対策本部 (本部長：知事)	非常体制
			原子力災害現地対策本部※ (本部長：内閣府副大臣(原子力防災担当)(又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当)。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等))		

※上齋原OFCに設置する。



別図1 県モニタリング本部の体制



別図2 EMCの体制

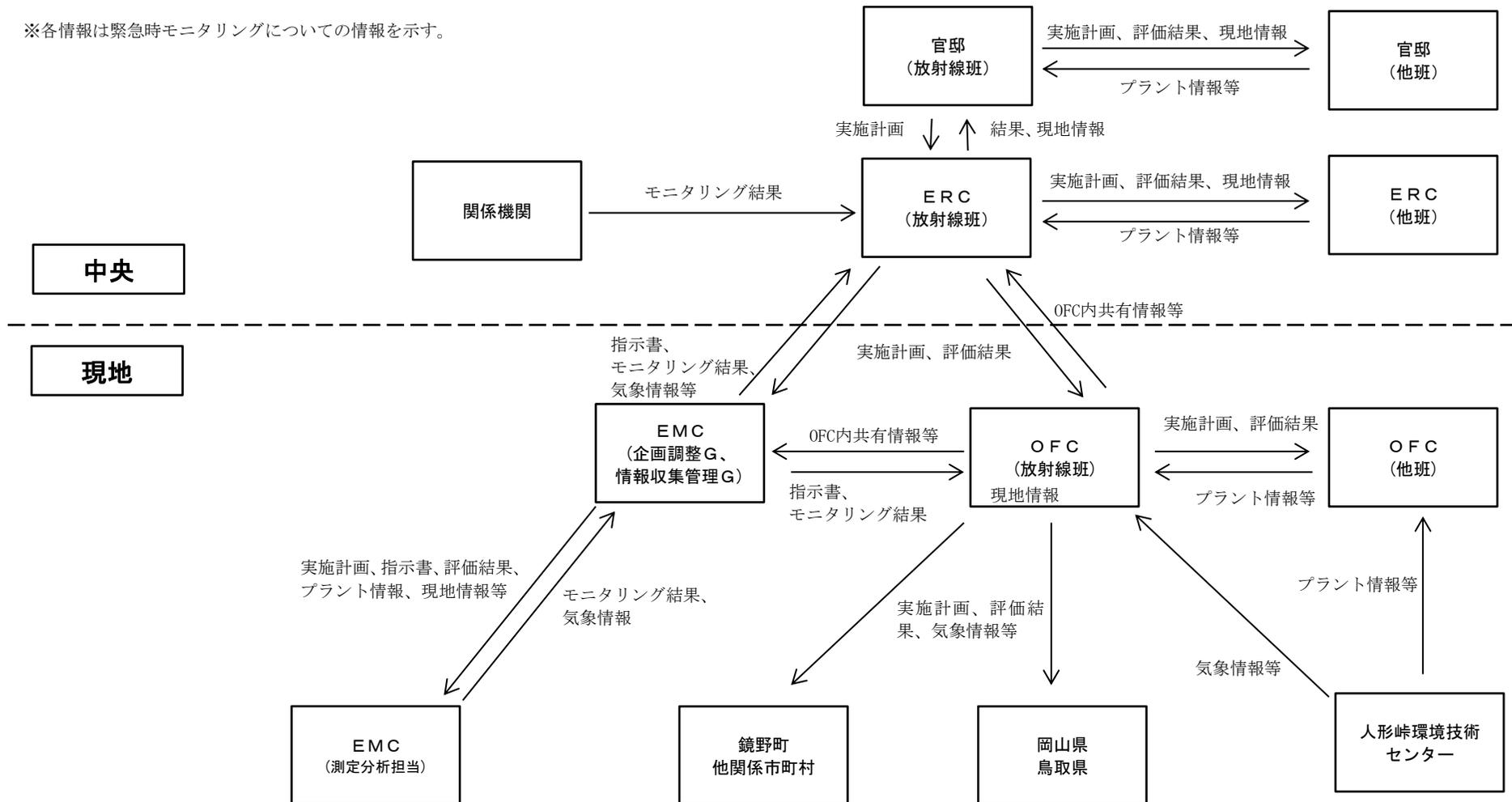
別表2 EMC各グループの役割

グループ	業務内容
センター長 (原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・EMCの総括
企画調整グループ (別図2参照)	
センター長代理 ・島根原子力規制事務所上席放射線防災専門官 ・環境保健センター次長	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
	<ul style="list-style-type: none"> ○企画班 ・緊急時モニタリング実施計画に基づく実施内容(指示書)の作成 ・緊急時モニタリング結果の現地情報の付与(必要に応じ) ・緊急時モニタリング実施計画の改定の提案 ・EMC構成要員、資機材等の確保(ERC※への動員要請) ○総括・調整班 ・EMCの運営支援(宿泊場所、食事の手配等)及び、文書の原本管理 ・県及び鳥取県等との連絡調整 ・EMC構成機関が行うEMC構成要員の把握、個人被ばく線量管理状況の収集
情報収集管理グループ (別図2参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○収集・確認班 ・緊急時モニタリング結果(現地状況等の関連情報含む)の取りまとめ及び妥当性の確認、モニタリング地点周辺状況等の付与 ・モニタリング結果の再確認の連絡及び再確認結果の妥当性確認 ○連絡班 ・EMC活動内容の記録 ・ERC放射線班、OFC放射線班及びEMC内における情報伝達 ○情報共有システム等維持・管理班 ・テレメータシステム、情報共有システム及びモニタリングポスト等の監視、維持管理、異常値への対応
測定分析担当 (別図2参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○総括・連絡班 ・チームの編成、指示書の共有及び分析の指示 ・分析進捗状況の管理及び要員の安全管理 ・要員及び資機材等の管理(スクリーニング、汚染管理を含む) ・モニタリング関連情報の取りまとめ及び報告 ・モニタリング結果の再確認依頼への対応 ○測定・採取班 ・空間線量率等の測定、試料採取の実施及び引渡し、結果の報告 ・モニタリング要員の個人被ばく線量管理及び記録(EMC構成機関ごと) ○分析班 ・作業場所等の養生

	・分析試料の前処理、測定結果及び進捗状況の報告、試料の保管
--	-------------------------------

※ERC とは、原子力事故対策本部及び原子力災害対策本部を表す。

※各情報は緊急時モニタリングについての情報を示す。



別図3 緊急時モニタリング関連情報の連絡体制

岡山県緊急時モニタリング計画作成履歴

版	年 月 日	内 容
第1版	平成27年 3月27日	暫定版作成
第2版	平成30年10月15日	策定（暫定版一部改定）
第3版	令和 2年 6月17日	緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針 補足参考資料）等の改正に伴う改定